

Actus Newsletter

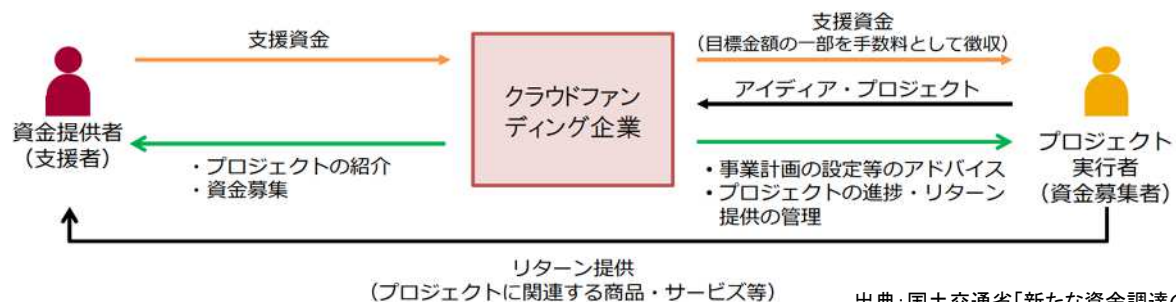
クラウドファンディングの税務会計のポイント



クラウドファンディングは資金調達的手段としてだけでなく、共感を集めるマーケティングツールとしても活用されています。個人の挑戦から企業の新規事業まで、その活用範囲は多岐にわたります。一方、資金が集まった後の税務会計の処理については、十分な理解がないまま進められてしまうケースも少なくありません。そこで今回は、クラウドファンディングを形式別に比較し、その特徴やポイントについて解説をします。

■クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは、インターネットを通じて**不特定多数の人々から資金を募る**仕組みであり、次のようにアイデアやプロジェクトの実現を目指す個人や団体、企業などが専用のプラットフォーム上（クラウドファンディング企業が提供）で目的や内容を公開し、それに共感した人々が資金で支援を行います。



■クラウドファンディングの主な種類とその特徴

クラウドファンディングは、代表的なものが3つあり、それぞれの特徴は以下の通りです。

種類	特徴
購入型	支援者がまだ市場にでていない商品やサービスについて、開発や製造資金を提供し、その リターンとして市場に先駆けて商品等を受け取る 形式です。近年の日本のクラウドファンディング市場では、この購入型が増加傾向にあります。ただし、試作の段階や計画中のプロジェクトも多いことから、必ずしもリターンが提供されるとは限らず、 完成の保証がない 点に注意が必要です。
寄付型	支援者がリターンを求めず募集内容に共感し、 応援の気持ち で資金を支援する形式です。見返りを求めないため、災害支援や環境保護など、 公益性の高い活動 に広く活用されています。
投資型	支援者が対象となる事業等に出資や貸付を行い、その対価として、 事業の利益から分配や利息を受け取る形式 です。投資型には、株式型（株式や匿名組合出資など）や融資型（金銭の貸付）があります。なお、これらは金融商品取引法などの法的規制の対象となるかの確認が必要です。

■法人の税務会計上のポイント

クラウドファンディングの種類に応じて、そのポイントや収益費用の計上時期、会計処理上の勘定科目、また消費税の取扱いなどは異なります。

項目/種類	購入型	寄付型	投資型
ポイント	資金募集者	予約販売に近い取引	臨時的な収入
	支援者	内容や金額により固定資産計上となるものがある	寄附の限度額計算が必要、種類により税制上の優遇措置あり
収益費用 計上時期	商品やサービスの引渡し日	資金の入出金日	募集した資金は直接収益や費用計上されない
処理科目	資金募集者	入金時：前受金 提供時：売上高	雑収入等
	支援者	支出時：前払金 提供時：消耗品等費用科目	寄附金等
消費税	原則、課税対象	対象外	対象外

Q1. クラウドファンディングの融資型と一般の融資にはどのような違いがありますか？

- A クラウドファンディングは、基本的に**資金の上限や担保の設定が不要**であり、また、**銀行等の貸主からの審査がなく**、多くの支援者から小口で融資を受けるところが異なる点となります。

そのため、実績や信用力が乏しいスタートアップ企業やベンチャー企業でも容易に開始することができます。一方、担保がないことや信用力等が乏しいことから、一般の融資よりも金利は高く設定されることが多くなります。資金募集者におけるクラウドファンディングの融資型と一般的な融資の内容の比較は以下の通りです。

	資金提供者	調達の確実性	担保	設定上限	返済	資金使途の自由度
クラウドファンディング	多くの支援者	目標金額達成時	なし	なし	あり	信用問題等から実質制限あり
一般的な融資	金融機関等	審査通過時	あり	あり	あり	制限あり

Q2. 購入型クラウドファンディングのリターンとして、食事券を配布した際の留意事項はありますか？

- A 食事券をクラウドファンディングのリターンとして配布する場合、商品等である食事券の**配布時には前受金**として計上し、消費税は課税対象外となります。その後、支援者がお食事券を実際に**使用した際に売上**を計上し、消費税の課税対象とします。

一方、支援者がお食事券を使用せずに有効期限が過ぎた場合には、前受金を取り崩したうえで、雑収入等として計上し、消費税の課税対象外として処理をします。この扱いは、寄附型クラウドファンディングと類似した取り扱いとなります。

Q3. 寄附をした際にリターンとしてもらったお礼状について課税はされますか？

- A 一般的なお礼状程度のものである場合、対価性がないため課税はされません。しかし、高価なお礼品や実質的に価値があるものが付属している場合、課税対象となる場合があります。

Q4. 個人事業主(個人)が支援者、資金募集者となった場合の税務の取扱いはどうなりますか？

- A 購入型と投資型のクラウドファンディングは、基本的に法人の税務の取扱いと同様に資金募集者は収入として、**所得税の事業所得や雑所得の対象**となります。一方支援者は、その内容が事業に関連する支出の場合は、所得税の必要経費として計上できるものがあります。また、寄付型の場合、資金募集者が個人から支援を受ける場合で年間110万円を超えるときは、**贈与税**の対象となり、法人からの支援の場合は、所得税の一時所得の対象となります。

Q5. クラウドファンディングを利用して資金を調達したいのですが、その手順について教えてください。

- A 資金募集者がクラウドファンディングを立ち上げるためには、クラウドファンディング企業の提供するプラットフォームサービスを利用することが多いです。①企画・準備、②募集ページの作成、③ページの公開から集客のためのPR、④その後のリターン履行や入金管理といったステップを踏む必要があります。期間はプロジェクトにより異なりますが概ね準備から募集完了まで**1～3か月ほど**の期間となります。

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
【立川事務所】 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F TEL:042-548-8001
【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOビル2F TEL:0265-59-8070
【名古屋事務所】 愛知県名古屋市中区丸の内2-19-32 バインソリー丸の内405 TEL:052-228-7845
<https://www.actus.co.jp> info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

